

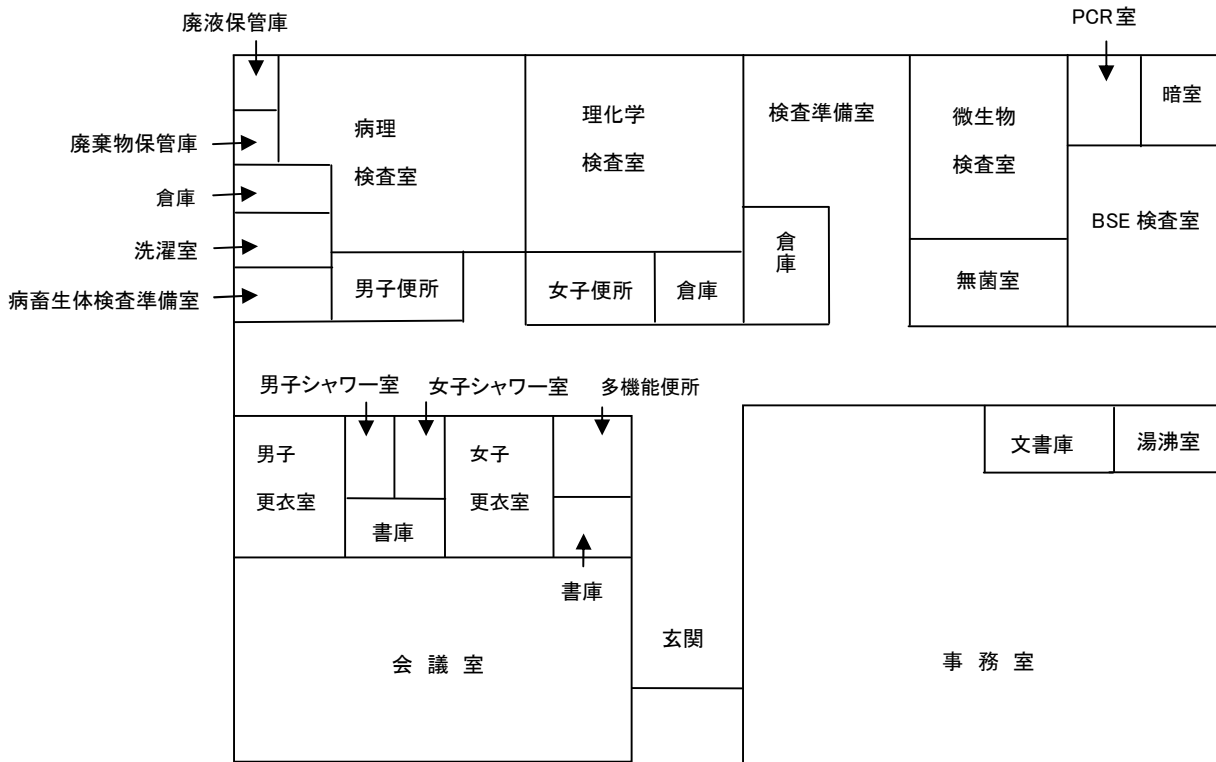
I. 食肉衛生検査所の概要

1. 沿革

- (1) 昭和 52 年 4 月 1 日：従来、各と畜場を所管する保健所の衛生課でと畜検査を実施していたが、検査の充実を図るため、一元化を行い近江八幡市武佐町 351-3、近江八幡市と畜場内事務所の一部（81.00 m²）を借用し、滋賀県食肉衛生検査所が設置された。
- (2) 昭和 55 年 3 月 25 日：庁舎が近江八幡市武佐町 348-1 に完成した。
- (3) 平成 4 年 4 月 1 日：食鳥検査を開始した。
- (4) 平成 7 年 4 月 1 日：豊郷と畜場が閉鎖された。
- (5) 平成 13 年 10 月 18 日：BSE スクリーニング検査を開始した。
- (6) 平成 19 年 3 月 23 日：京滋畜産(株)大津と畜場が閉鎖された。
- (7) 平成 19 年 3 月 31 日：近江八幡市と畜場が閉鎖された。
- (8) 平成 19 年 4 月 1 日：滋賀食肉センターが操業を開始した。
- (9) 平成 20 年 3 月 30 日：滋賀県食肉衛生検査所を近江八幡市長光寺町 1089-10 に新築移転した。
- (10) 平成 20 年 4 月 1 日：大規模食鳥処理場が認定小規模食鳥処理場へ変更したことに伴い、所管を変更した。（検査所から甲賀保健所に移管）
- (11) 平成 21 年 4 月 1 日：と畜場に併設する食肉処理施設の監視業務等を移管した。（東近江保健所から検査所に移管）
- (12) 平成 25 年 7 月 1 日：BSE スクリーニング検査対象を全頭から 48 か月齢超へ変更した。
- (13) 平成 28 年 4 月 1 日：食鳥処理場および併設する食品営業施設の監視業務等を移管した。
（保健所から検査所に移管）
- (14) 平成 29 年 4 月 1 日：BSE スクリーニング検査対象を 48 か月齢超から 24 か月齢以上で神経症状が疑われるものへ変更

2. 庁舎の概要

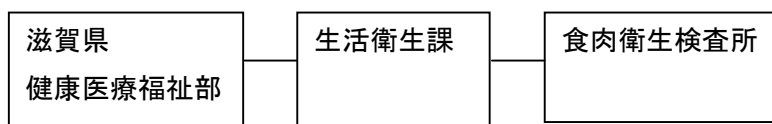
- (1) 位置: 近江八幡市長光寺町 1089-10
- (2) 建物: 庁舎、鉄骨造 平屋建 (500.00m²)
 附属建物: 倉庫
- (3) 敷地面積: 1600.00m²



3. 管轄および所管対象施設

管轄区域は県下一円(大津市を除く)とし、1か所のと畜場および34か所の認定小規模食鳥処理場とそれに併設する食品関係営業施設を所管する。

4. 組織 (平成 30 年 4 月 1 日現在)



5. 構成人員（平成 30 年 4 月 1 日現在）

職名	事務	技術	計
所 長		1	1
次 長		1	1
副 参 事		1	1
主 幹		1	1
副 主 幹	1	1	2
主 査		1	1
主 任 技 師		5	5
計	1	11	12

6. 業務の内容および範囲

(1) 業務の内容

滋賀県行政組織規則(昭和 51 年 4 月 1 日滋賀県規則第 16 号)

第9条 前2条に規定する地方行政機関または地方行政機関の課、係および支所の分業事務は、次のとおりとする。

食肉衛生検査所	(1)と畜業者、と畜作業員およびと畜場の衛生指導に関すること。
	(2)獣畜のと畜検査および精密検査に関すること。
	(3)食肉の試験調査および調査研究に関すること。
	(4)統計調査および報告に関すること。
	(5)食品衛生に関すること。
	(6)食鳥処理および食鳥検査に関すること。

(2) 業務の範囲

滋賀県事務委任規則(昭和 55 年 2 月 26 日滋賀県規則第 10 号)

(食肉衛生検査所長への委任事項)

第9条 次に掲げる事務は、食肉衛生検査所長に委任する。

- (1) と畜場法第7条第6項の規定による衛生管理責任者の設置または変更の届出の受理
- (2) 同法第8条の規定による衛生管理責任者の解任命令
- (3) 同法第10条第2項において準用する同法第7条第6項の規定による作業衛生責任者の設置または変更の届出の受理
- (4) 同法第10条第2項において準用する同法第8条の規定による作業衛生責任者の解任命令
- (5) 同法第13条第1項第1号の規定による獣畜のとさつの届出の受理および同条第3項の規定による取扱方法等の指示

- (6) 同法第14条の規定による獣畜の検査
- (7) 同法第16条の規定によるとさつ解体の禁止等の措置命令
- (8) 同法第17条第1項の規定による設置者等からの必要な事項の報告の徴収および立入検査
- (9) 同法第18条第2項の規定によると畜業者等に対するとさつおよび解体の業務の停止および禁止命令
- (10) と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第4条第2号の規定による獣畜のとさつ許可
- (11) 同令第5条第1項第1号から第3号までの規定による牛の皮および卵巣ならびに獣畜の肉等の持出許可
- (12) 同令第9条の規定による検査に合格した肉等の検印
- (13) 滋賀県と畜場法施行細則（昭和29年滋賀県規則第45号）第4条の規定による管理者の設置または変更の届出の受理
- (14) 同細則第6条の規定によると畜業営業届出の受理
- (15) 同細則第18条第2項第1号に規定すると畜業の廃業届出の受理
- (16) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第7条第2項の規定による牛の特定部位の使用および焼却免除の許可
- (17) 食品衛生法第28条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定による営業者等からの必要な報告の徴収、営業の場所等への臨検、食品等の検査および食品等の収去（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）
- (18) 同法第30条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定による監視指導（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）
- (19) 同法第54条（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定による食品、添加物、器具または容器包装の廃棄命令および食品衛生上の危害を除去するための必要な措置命令（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）
- (19)の2 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項の規定により知事が行うこととされる同項各号に掲げる事務（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）
- (20) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第3条の規定による食鳥処理の事業の

- 許可（同法第16条第1項の認定を受けた食鳥処理業者以外の食鳥処理業者（以下「大規模食鳥処理業者」という。）に係るものに限る。）
- (21) 同法第6条第1項の規定による構造または設備の変更の許可（大規模食鳥処理業者に係るものに限る。）
 - (22) 同法第6条第3項の規定による許可申請内容の変更または構造もしくは設備の軽微な変更の届出の受理（大規模食鳥処理業者に係るものに限る。）
 - (23) 同法第7条第2項の規定による承継の届出の受理（大規模食鳥処理業者に係るものに限る。）
 - (24) 同法第8条または第9条の規定による食鳥処理の事業の許可の取消しおよび停止処分（大規模食鳥処理業者に係るものに限る。）
 - (25) 同法第9条の規定による食鳥処理場の整備改善命令および使用禁止処分（大規模食鳥処理業者に係るものに限る。）
 - (26) 同法第12条第6項の規定による食鳥処理衛生管理者の設置または変更の届出の受理（大規模食鳥処理業者に係るものに限る。）
 - (27) 同法第13条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任命令（大規模食鳥処理業者に係るものに限る。）
 - (28) 同法第14条の規定による食鳥処理場の廃止、休止または再開の届出の受理（大規模食鳥処理業者に係るものに限る。）
 - (29) 同法第15条第1項から第3項までの規定による食鳥検査（大規模食鳥処理業者に係るものに限る。）
 - (29)の2 同法第16条第7項の規定による確認状況の報告の受理
 - (29)の3 同法第16条第9項の規定による確認に関する技術的な指導および助言
 - (30) 同法第20条の規定による衛生上危害を防止する措置
 - (31) 同法第37条第1項の規定による食鳥処理業者等からの業務の状況の報告の徴収
 - (32) 同法第38条第1項の規定による食鳥処理場等への立入検査および食鳥とたい等の収去
 - (33) 滋賀県食の安全・安心推進条例第18条第1項および第2項の規定による健康被害情報等の報告の受理（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）

- (34) 同条例第19条第1項後段および第3項の規定による自主回収の着手の報告の受理（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）
- (35) 同条例第19条第4項の規定による自主回収の終了の報告の受理（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）
- (36) 同条例第20条第1項の規定による必要な措置の勧告（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）
- (37) 同条例第21条第1項の規定による体制の整備の命令（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）

7. 予 算（平成30年度決算額）

(1) 歳入

科 目	決算額（円）
と畜検査手数料	4,104,320
輸出食肉衛生証明手数料	119,410

※手数料（平成30年4月1日現在）滋賀県使用料および手数料条例第2条

と畜検査手数料：牛、馬（子馬を含む）一頭につき 440円

とく、豚、羊、山羊 一頭につき 220円

輸出食肉衛生証明手数料：一通につき350円に、証明した頭数一頭につき10円を加算した額

(2) 歳出

科 目	決算額（円）
報酬	1,603,134
共済	263,659
賃金	995,050
報償	48,000
旅費	337,850
需用	4,973,460
役務	616,323
委託	288,044
使用料および賃借料	8,780
備品購入	1,754,352
負担金補助および交付金	50,000
公課	15,000
計	10,953,652